

契約書別紙兼重要事項説明書

[令和6年1月1日現在]

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令37号8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	訪問看護ステーションふれあいあげお
主たる事業所の所在地	〒362-0035 埼玉県上尾市仲町1-8-5
法人種別	医療法人
開設者	医療法人 藤仁会
代表者	理事長 藤村 作
管理者	宍戸 みゆき
電話番号	048-776-1530

介護保険法令に基づき埼玉県知事から 指定を受けている番号	1161690015
同サービスの種類	訪問看護サービス（介護予防訪問看護サービス）

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的

- ・介護保険法令にしたがって、利用者又はその家族が可能な限り快適な日常生活を営むことが出来るよう、利用者に応じた訪問看護サービスを提供します。

運営方針

- ・事業の実施にあたっては、利用者である要介護者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業所の従業者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、訪問看護計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅において看護その他必要な付随業務を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

- ・事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他のサービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 当事業所の職員体制

	助産師	看護師	准看護師	理学療法士	事務員
常勤		名	名	名	名
非常勤		名	名	名	名

営業時間

- ・平 日 9：00～17：30
- ・土曜日 9：00～13：00
- ・休 日 日曜日、祝日、12月30日～1月3日

※当事業所は、緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算の算定事業所です。

4. 提供するサービスの内容

- ・事業者があなたに提供するサービスは以下の通りです
 - ☐ 介護保険 介護予防訪問看護・訪問リハビリ
訪問看護・訪問リハビリ
 - ☐ 医療保険 訪問看護・訪問リハビリ
在宅がん医療総合診療料（主治医連携）
 - ☐ 緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算

・内容

- 病状・障害の観察
- 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 食事および排泄等、日常生活の世話
- 褥瘡の予防・処置
- リハビリテーション
- ターミナルケア
- 認知症患者の看護
- 療養生活や介護方法の指導
- カテーテル等の管理
- その他医師の指示による医療処置

このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供します。

サービスの提供にあたっては、医師の指示および訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持快復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行います。

サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。もしわからないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

当事業所は、訪問看護計画に従ったサービスの実施状況およびその評価について、速やかに訪問記録を作成するとともに、医師に報告します。

・担当職員

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及び責任者は、以下の通りです。サービス利用にあたって、ご不明な点や、ご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問職員	看護師・准看護師	_____
	理学療法士	_____
管理責任者	管理者・看護師	穴戸 みゆき

・担当職員の変更

あなたはいつでも担当者の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業所は、あなたの担当者が退職する等、正当な理由がある場合に限り、担当者を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

5. 利用料

健康保険法令又は介護保険法令に定める額

利用料の詳細につきましては、別紙料金表をご確認ください。また、不明な点がありましたら、当事業所事務職員にご遠慮なく質問してください

また、介護保険でサービスを受ける方で通常の実施区域を越えて行う訪問看護等に要した交通費はその実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は以下のとおりです。

一通常の実施地域を超えた地点を起点とし、3キロ未満～480円（+税：48円）

二通常の実施地域を超えた地点を起点とし、6キロ未満～670円（+税：67円）

三通常の実施地域を超えた地点を起点とし、12キロ未満～860円（+税：86円）

以後、5キロごとに95円（+税：9円）を加算する。

※通常の実施地域は上尾市、さいたま市北区・見沼区・西区・大宮区、桶川市、北本市、伊奈町。
なお、医療保険でサービスを受ける方で、上尾市にお住まいの方で訪問看護の実施に交通費は無料です。上尾市以外にお住まいの方で、当事業所から8キロ以上距離が離れている場合は別に交通費をいただきます。交通費の詳細については別紙料金表をご確認ください。

6. キャンセル料

訪問看護のサービスをキャンセルした場合には、次の通りのキャンセル料をいただきます。

前々日までのキャンセル：無料

前日のキャンセル：利用自己負担分の50%

当日のキャンセル：利用自己負担分の100%

ただし、利用者の容態の変化や急な入院等、やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。なお、サービスの利用を中止する場合は、至急ご連絡ください。

7. 支払方法について

請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- ② 請求書は利用月の翌月10日前後に利用者様にお届けします。

支払方法

請求月の末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・現金払い
- ・利用者が指定する口座からの自動振替（毎月28日）

お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しします。必ず保管してください。

8. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

9. 賠償責任

サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

10. 苦情対応

利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

苦情申し立て窓口

(1) 訪問看護ステーションふれあいあげお

電 話 048-776-1530

FAX 048-773-5300

担 当 管理者 宍戸 みゆき

(2) その他

上尾市 高齢介護課 電話 048-775-6473

さいたま市

北区 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係 電話 048-669-6067

西区 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係 電話 048-620-2668

大宮区 健康福祉部 高齢介護課 電話 048-646-3067

見沼区 健康福祉部 高齢介護課 電話 048-681-6087

桶川市担当 高齢介護課 電話 048-786-3211

北本市担当 高齢介護課 電話 048-591-1111

伊奈町担当 福祉課介護保険担当 電話 048-721-2111

埼玉県国民健康保険連合会 電話 048-824-2568

1 1. 緊急時の対応

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連携を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏 名： 所属医療機関の名称： 所在地： 電話番号
協力医療機関	名 称：医療法人 藤仁会 藤村病院 院 長 名：藤村 作 所 在 地：上尾市仲町1-8-33 電話番号：048-776-1111（代表） 診 療 科：内科、循環器科、神経内科、消化器科、外科、 大腸肛門外来、整形外科、脳神経外科、 泌尿器科、皮膚科、麻酔科（ペインクリニック） 乳腺専門外来、リハビリテーション科 入院施設：有り 救急指定：有り 契約の概要：事業者と病院は同一開設者
連 絡 先	訪問看護ステーションふれあいあげお 電話番号：048-776-1530
時間外・夜間・休日 の緊急連絡先	電話番号①：090-8314-8962 電話番号②：090-8314-8963 電話番号③：048-776-1530

1 2. 秘密の保持

事業者及びその事業者を使用するものは、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議において、該当利用者の個人情報を用いませぬ。

1 3. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権擁護・虐待の防止に努めます。

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

虐待防止のための指針の整備をします。

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

虐待防止のための研修会を定期的に実施します。

1 4. 身体拘束に関する事項

事業者は、身体拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないものとします。

身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 5. ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業者の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとします。

- ・職場または利用者等（家族・関係者含む）において行われる性的な言動・行動または優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業者・利用者等に対し周知・啓発します。
- ・相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業者に周知します。
マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取り組みを実施します。
- ・メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して1人で対応させない等、被害者への配慮を致します。

1 6. 業務継続計画

事業所は、必要な看護サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- ・業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に関わる理解の励行を行うことを目的に、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに必要な研修及び訓練（新入職時を含む）を定期的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務系継続計画の変更を行います。

1 7. 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、当事業所において感染症が発生、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- ・事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針の整備をします。
従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及および訓練を定期的に実施します。

1 8. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意していただきたいことは以下の通りです。

- ・看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。
 - ①利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど金銭に関する取扱い
 - ②利用者以外の家族のためのサービス提供
- ・看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- ・体調や容体の急変などにより、サービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）または当事業所の担当者にご連絡ください。
- ・利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道・電気・ガスなどの費用は利用者のご負担となります。

- ・介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者であっても次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

- ①末期の悪性腫瘍の場合
- ②厚生労働大臣が定める疾病等の場合
- ③急性憎悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合（指示開始より14日間を限度とする）
- ④精神科訪問看護指示書が交付された場合（認知症が主傷病である場合は除く）

当事業者は、居宅サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者名	医療法人 藤仁会	
住 所	埼玉県上尾市仲町1-8-33	
代表者名	理事長 藤村 作	印
事業所名	訪問看護ステーションふれあいあげお	
説 明 者	所属 訪問看護ステーションふれあいあげお	
	氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文章が、契約書の別紙（一部）となることについても同意いたします。

利 用 者	住所	
	氏名	印
家族代表	住所	
	氏名	印
(代 理 人)	住所	
	氏名	印